

公益社団法人 J A P A N o f A S I A  
定 款

平成26年3月 1日	作	成
平成28年2月25日	改	正
平成28年3月15日	改	正
平成28年3月26日	改	正
平成28年5月 9日	改	正
平成28年7月14日	改	正
平成28年12月12日	改	正
平成29年12月21日	改	正
令和元年6月10日	改	正
令和元年9月25日	改	正

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、公益社団法人 JAPAN of ASIA と称する。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第2条 当法人は、主として、日本及びアジア各国における人材の育成や日本語教育に貢献することを目的とするとともに、その目的を達成するため次の事業を行う。

(事 業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本とアジア各国の国際交流に関する事業
- (2) 日本とアジア各国との人材交流の推進事業
- (3) 日本企業のアジア各国進出に関する調査及び支援事業
- (4) 開発途上にある海外の地域に対する経済協力並びに国際社会への貢献を目的とする事業
- (5) 日本語教育の普及・研究に関する事業
- (6) 日本語教師の質的向上のための事業
- (7) 日本語学習者への支援事業
- (8) 児童養護施設の設立、運営、支援及びコンサルティング事業
- (9) 外国人技能実習生が本邦へ入国後に義務付けられている法的保護講習の実施及び同実習生への生活支援並びにそれらに資する関係機関に対するコンサルティング及び施設の設置、運営事業
- (10) 開発途上国からの外国人技能実習生受入事業及びこれに関する無料職業紹介
- (11) 外国人建設就労者受入事業及び外国人造船就労者受入事業並びにこれに関する無料職業紹介事業

- (12) 旅行業法に基づく旅行業及び旅行代理店業
- (13) 観光に関する情報提供サービス及びツアーの企画及び運営
- (14) 外国語の翻訳及び通訳並びにそれらに関する専門家の紹介及び斡旋
- (15) 外国語の翻訳、通訳、教育及び研修及び派遣
- (16) 人材の教育訓練、指導及び育成に関する事業
- (17) 外国人の生活向上に資する行政への提言事業
- (18) 外国人研修生及び留学生の受入に関する仲介業
- (19) 外国人研修生に対する受入先の紹介及びその手続の代行
- (20) 外国人に対する語学教育サービス及びコンサルティング
- (21) 携帯電話及びその他移動体通信機器の販売、取次等の代理店業務
- (22) 外国人に対する日本での生活、文化、ビジネス等に関する情報提供サービス及びコンサルティング
- (23) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を千葉県成田市に置く。

(公告方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第3章 社員

(社員等)

第6条 この法人に次の社員等を置く。

- (1) 社員 この法人の事業を賛同する個人又は団体
  - (2) 賛助会員 この法人を賛助し、後援する個人又は団体
- 2 前項のうち社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。
- 3 賛助会員に関する規定については、別に定める賛助会員規約によることとする。

(社員の資格の取得)

第7条 当法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退社)

第9条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。ただし、退社の申出は、1箇月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

2 前項の場合のほか、社員は次に掲げる事由によって退社する。

- (1) 総社員の同意
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき
- (3) 死亡又は社員である団体の解散
- (4) 除名

(除名)

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

## 第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第14条 当法人の社員総会は毎事業年度末日の翌日から2箇月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前まで(ただし、事業報告及び決算の承認等に関する社員総会の場合は、会日より中2週間前まで)に、各社員に対して招集通知を発するものとする。
- 4 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
- 5 前2項にかかわらず、社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法により議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第17条 社員総会の決議は、一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律第49条第2項に規定する事項又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(社員総会の決議の省略)

第18条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第19条 社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 第18条の場合も、法令の定めるところにより議事録を作成する。

## 第5章 役員

(役員 の設置)

第21条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
  - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
  - 3 代表理事以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

(役員 の選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事 の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事 の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員 の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第27条 役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。但し、役員から報酬等の受取を辞退する旨の申し出があった場合、報酬等の支払いをしないことができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く



理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 当法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号、第5号及

び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事・監事及び役員の名簿
- (3) 認定、許可、許可及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 事業計画及び収支予算書等
- (7) 事業報告及び計算書類等
- (8) 監査報告
- (9) 理事及び監事並びに役員報酬等の支給を基準に記載した書類
- (10) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (11) その他法令で定める帳簿及び書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第37条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規程に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 当法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(法令の適用)

第42条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定めるところによる。

令和元年9月25日

## 附 則

- 1 この定款の一部変更は、平成29年12月21日から施行する。
- 2 この定款の一部変更は、令和元年6月10日から施行する。
- 3 この定款の一部変更は、令和元年9月25日から施行する。